

1. 件 名：新規制基準適合性審査に係る資料提出（島根2号機）
2. 日 時：令和2年11月27日 10時10分～10時15分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部（原子力管理）担当部長 他2名

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、12月1日に実施予定の審査会合資料及び島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に関する設置変更許可申請書について、補足説明資料の一部が提出された。
- (2) 原子力規制庁から、本日提出のあった資料も含めて引き続き確認するとともに、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。
- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

令和2年12月1日 第925回審査会合資料

- ・ 資料1-1-1 島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて
- ・ 資料1-1-2 島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）
- ・ 資料1-1-3 島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

- ・ 資料 1-2-1 島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止 指摘 6
「漂流物衝突荷重の設定方針」(コメント回答)
- ・ 資料 1-2-2 島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止 浸水防
止設備のうち機器・配管系の基準地震動 S_s に対する許容限界
- ・ 資料 1-2-3 島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対
する回答一覧表 (第 5 条, 第 40 条 (津波による損傷の防止))
- ・ 資料 1-2-4 島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止